

（趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。次条において「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の掌握事項、組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（掌握事項）

第2条 委員会は、法第11条第2項第6号の規定により、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議することとする。

- （1） 法第26条第1項の認可（法第78条第4項の規定の適用を受ける認可を除く。）に関すること。
- （2） 法第28条第1項の評価（同条第4項の評価を除く。）に関すること。
- （3） 法第34条第1項の承認に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、法第2条第1項に規定する地方独立行政法人の運営に関する重要事項

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
一部改正〔平成21年条例9号〕

（委員及び特別委員）

第4条 委員及び特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成21年条例9号〕

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会）

第7条 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

一部改正〔平成21年条例9号・30年16号〕

（委員長への委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

一部改正〔平成30年条例16号〕

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第9号）

〔北海道地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に北海道地方独立行政法人評価委員会の委員である者の任期は、北海道地方独立行政法人評価委員会条例第3条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成30年3月30日条例第16号）

〔地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則〕

この条例は、平成30年4月1日から施行する。